

訴の言渡を受けたる者を以て第二百二十四條中に記載せしは果して其の當を得たるものなるや

(十) 證人は他の證人又は被告人と各別に訊問するに付き豫審と公判とにより其の意義を異にすることありや

(十一) 證人は現行犯の場合を除くの外呼出を受けて出頭したるものにあらざれば之れを訊問することを得ざるを原則と爲したる理由如何

(十二) 被告人の妻は其の被告事件の證人として訊問することを得ざるや

(十三) 證人の呼出に應せざる場合に於ける制裁と鑑定人の呼出に應せざる場合に於ける制裁とに付き如何なる差異ありや又其の差異ある理由如何

(十四) 公訴に附帶せずして別に民事の裁判所に起訴したる被害者も亦證人たるの能力を有せざるか

(十五) 證人として供述すべき事實の生じたるときは無能力者なるも證人として供述を爲すべきときは完全なる能力者と爲ることなきにあらず斯る場合に於ては證人たるの能力は何れの時に於て定むべきや

(十六) 呼出に應せざる證人又は鑑定人に對する罰金の言渡は不告不理の原則の例

外を爲すものなるや

(十七) 法律上證人たるの義務なき者ありや

(十八) 共犯者は相互に證人たることを得るか如何

(十九) 事實參考人の供述を以て證人の證言と爲すと否とにより其の結果に於て如何なる差異を生ずるや

(二十) 被害者が豫審に於て證人として爲したる供述は後日公判に於て民事原告人たるの申立を爲したる爲め其の効力を失ふことなきか

○第七節 鑑定

(一) 鑑定人再度の呼出に應せざるるとき勾引狀を發することを得ざるは何故なるや

(二) 鑑定人と證人とは何れの點に於て區別すべきや

○第八節 現行犯の豫審

(一) 檢事又は司法警察官は現行犯に付き如何なる處分を爲すことを得るや其の處分の性質及び區域を説明すべし

- (二) 區裁判所檢事は其の管轄に屬する輕罪の現行被告人を司法警察官より受取りたるときは之れに對して拘留狀を發することを得るや
- (三) 司法警察官が假に豫審處分を爲すに當りても亦檢事と等しく豫審判事に通知することを要するや
- (四) 區裁判所檢事が司法警察官より地方裁判所の管轄に屬する輕罪の現行犯事件の送致を受けたるときは拘留狀を發することを得るや
- (五) 地方裁判所檢事が區裁判所の管轄に屬する輕罪の現行犯あることを知りたる時は如何なる處分を爲すべきや
- (六) 區裁判所檢事豫審判事より先に重罪又は地方裁判所の管轄に屬する輕罪の現行犯あることを知り犯所に臨檢し檢證調書を作りたるときは之れを以て公訴起りたるものと爲すことを得べきや
- (七) 地方裁判所の管轄に屬する輕罪なる以上は總て刑事訴訟法第四百十四條の處分を爲すことを得るや
- (八) 豫審判事が檢事より先に區裁判所の管轄に屬する輕罪及び違警罪の現行犯あることを知りたるときは如何に之れを處分すべきや

- (九) 司法警察官が刑事訴訟法第五十六條以下の手續に依りて被告人を逮捕すると其の第四百四十二條以下の手續に依りて被告人を逮捕するに於て一は搜查處分と爲り他は豫審處分と爲るの區別を生ずるや
- (十) 司法警察官が通常人又は巡查憲兵卒より現行犯の被告人を受取りたるときは尙ほ之れを現行犯として其の手續を續行することを得るや否
- (十一) 共犯人中の一人に對して現行犯の處分を爲したるときは尙ほ其の他の共犯人に對しても同一處分を爲すことを得るや

○第九節 保釋

- (一) 保釋と責付との區別如何
- (二) 裁判所が保釋を許すには如何なる條件の具備することを要するや
- (三) 豫審中保釋の規則に背き保證金を沒收せられたる後其の事件公判に於て無罪と爲りたるときは沒收金の處分如何

○第十節 豫審終結

- (一) 豫審中被告人の死去したるときは如何に之れを處分すべきや
- (二) 被告人の人違なる場合に於ては如何に豫審終結の決定を爲すべきや
- (三) 豫審終結の決定に於て事實上及び法律上の理由を付したる決定と單に事實上の理由のみを付したる決定とは其の效果に於て如何なる差異ありや
- (四) 豫審判事免訴の言渡を爲したるも之れと同時に放免の言渡を爲さざりしときは如何すべきや
- (五) 放免と釋放との區別如何
- (六) 檢事及び被告人は如何なる場合に於て豫審終結の決定に對し抗告を爲すことを得るや又民事原告人は之れに對して抗告を爲すことを許さざるの理由如何
- (七) 豫審判事が公訴私訴を受理しながら公訴を免訴したる場合に私訴に付き何等の處分を爲すを要せざるは如何なる理由なるや
- (八) 豫審終結の決定と公判の判決とは其の性質及び効力に於て如何なる差異ありや
- (九) 檢事より同一の被告人に對して同時に重罪及び違警罪に付き豫審を請求したるときは豫審判事は如何なる決定をなすべきか

- (十) 親告罪に付き豫審審理中告訴人より告訴の拋棄ありたるときは豫審判事は如何なる處分を爲すべきや
- (十一) 豫審終結の處分を爲すには何故に決定を以て之れを爲すべきや
- (十二) 豫審に於て犯罪の種類に因れる管轄違の決定を爲すべき場合ありや
- (十三) 豫審免訴の決定が法律上の理由に基く場合の効果如何
- (十四) 豫審の免訴と公判の免訴との差異如何
- (十五) 豫審判事が免訴の言渡を爲す場合に於て若し禁制物の如き沒收すべき物件の存するときは之れを如何にすべきや
- (十六) 豫審終結の決定に對し抗告を爲すべき場合に付き檢事と被告人との間に廣狹の差異を置きたる理由如何
- (十七) 豫審中他の證憑十分なるときは被告人の訊問を要せずして其の事件を終結することを得るや
- (十八) 豫審終結の決定に於て其の普通事件と特別事件とに付き手續上差異を設けたる理由如何(刑事訴訟法第六十三條第三百十五條參看)
- (十九) 豫審判事は豫審に着手したるより終結に至るまで終始同一の判事たること

を要するや

百九十

- (二十) 豫審判事は幼年者の犯罪に付き其の辨別力の有無又は正當防衛の場合に於ては果して其の條件の具備するや否を取調べざるべからざるか
- (二十一) 豫審に闕席終結の決定なるものありや否
- (二十二) 豫審に於て被告人免訴の言渡を受け其の言渡確定したるときは假令ひ罪名の變更あるも同一事件に付ては如何なる場合と雖も更に訴を受くることなきや

○第四編 公判

○第一章 通則

- (一) 刑事訴訟法第八十四條第一項の意義及び其の理由を説明すべし(刑事訴訟法第八十四條第八十五條參看)
- (二) 附帯犯と附帯に非ざる犯罪との區別及び其の之れを區別したるの理由如何
- (三) 附帯犯とは如何なるものなるや又附帯犯を一個の裁判所に合併するの理由如何

(四) 檢事は公訴を抛棄すと雖も裁判官に於て相當の裁判を爲さざるべからざる理由如何

(五) 有効なる裁判を爲すには如何なる條件を要するや

(六) 事實上の理由及び法律上の理由とは如何又其の理由を付せざるときは裁判は常に上告の原因となるや

(七) 確定裁判を以て妨訴抗辯の方法と爲すには如何なる條件を具備することを要するや

(八) 同一裁判所の刑事部に於て私訴に付き管轄違の言渡を爲したるときは同一裁判所の民事部は之れを受理することを得るや

(九) 不告不理の原則に對する例外的場合を掲げて其の理由を説明すべし

(十) 刑事上證人喚問の請求ありたるときは必ず立會檢事の意見を聽かざるべからざるや

(十一) 公判中被告人精神錯亂したるときは辯論を中止するの規定あり若し被告人永久精神錯亂と認むべきときは公訴權は消滅するや將た停止するや

(十二) 刑事裁判所に於て公私兩訴を併せて裁判するに付き法律上如何なる便益あり

百九十一

- (十三) 私訴に付き人證に制限を置かざるの理由如何
- (十四) 證人の氏名を相手方に通告することを要する理由如何(刑事訴訟法第九十二條參看)
- (十五) 被告人民事原告人民事擔當人辯護人等は證人に對し直接訊問することを許さざるに特に檢事に限り之れを許したるは如何なる理由に由れるや
- (十六) 刑事訴訟法第八十六條に所謂「受理」の意義如何
- (十七) 辯論中發見したる附帶犯にして裁判所が請求を待たず直に審判を爲すことを得るに付ては別に犯罪の種類及び土地の區畫に因る裁判管轄の如何を問はざるものなるや
- (十八) 裁判所に於て辯論に因り發見したる共犯者に付ては別に檢事の起訴あるにあらざれば之れが審判を爲すことを得ざるや
- (十九) 被告人尋常の疾病に因り出頭すること能はざる場合に於ては出頭の延期を請ふことを得るや
- (二十) 被告人の法律上の代理人をして其の補佐人と爲り辯論に與かることを得せしめたる理由如何

しめたる理由如何

- (二十一) 第一審第二審を問はず判決あるまで何時にても管轄違又は公訴受理すべからざる申立を爲すことを許し又は職權を以て此の言渡を爲すことを得せしめたる理由如何
- (二十二) 民事原告人は管轄違又は公訴受理すべからざる申立を爲すことを得ざるや
- (二十三) 辯論と審査とは元來特殊のものなるや
- (二十四) 禁錮以上の刑に該るべき被告人を強て公判に出頭せしむる理由如何
- (二十五) 辯論の停止が精神錯亂に基きたると疾病に由りたるにより辯論再開の手續を異にしたるの理由如何(刑事訴訟法第八十三條參看)
- (二十六) 罰金以下の刑に該るべき被告人精神錯亂其の他疾病に因り躬ら出頭すること能はざるときは如何に之れを處分すべきや
- (二十七) 刑事訴訟法第七十九條は辯護人の撰任を其の裁判所所屬の辯護士に制限したるものなりや
- (二十八) 一たび審問を終り既に辯論に取掛りたるときは更に審問を爲すこと能は

- (二十九) 第一審判決と第二審判決とを區別するの利益如何
- (三十) 對席判決と缺席判決との意義及び其の之れを區別するの利益如何
- (三十一) 刑を言渡したる缺席判決は假定のものなるや將た確定のものなるや
- (三十二) 公判に立會ふべき検事は判事の如く終始同一の人を要せざるは如何なる理由に因るか
- (三十三) 刑事訴訟法第二百二條に所謂所有者とは單に所有權を有するもののみを云へるか將た占有者も亦之れに包含するや
- (三十四) 刑事訴訟法第七十八條により裁判所に於て拘引狀又は拘留狀を發するには豫審の場合に於ける第七十二條第七十五條に従ふことを要せざるや
- (三十五) 刑法第七十九條及び第八十二條但書に依り幼者又は瘖啞者を懲治場に留置するの言渡を爲す場合も刑事訴訟法第二百七條に依り上訴期間を告知すべきや
- (三十六) 検事が甲者に對し犯罪ありとし豫審を経由せず直に公判を求めたるに裁判所は乙者を共犯と思料し之れを呼出し併せて審理判決を爲すことを得るや

- (三十七) 豫審判事が作成したる調書が不備不明瞭なる場合に説明又は辯解の爲め公判判事に於て豫審判事を呼出すことを得るや
- (三十八) 甲裁判所に於て公訴を受け其の開廷前同罪は既に乙裁判所に於て缺席判決を受け未確定のものなりとのことを知りたるときは甲裁判所は刑事訴訟法第百八十六條に依り公訴不受理の言渡を爲すことを得るや
- (三十九) 検事は公訴に關係せざる被告人の惡事醜行を論告の資料と爲すことを得るや
- (四十) 被告人未だ拘留狀を受けざるも禁錮以上の刑の言渡を受けたるときは其の言渡書のみを以て直に被告人を入監せしむることを得るや若し又該言渡に對し故障又は控訴の申立を爲したるときは更に拘留狀を發せざる以上は被告人を釋放せざるべからざるや
- (四十一) 公判又は豫審は其の事件全部を他の裁判所に囑託することを得るや
- (四十二) 判決原本に判事が花押を認め印章に代用したるも刑事訴訟法第二百五條の規定に違背することなきか
- (四十三) 刑事被告事件に對する公判辯論の終りたる後次回の開廷日に言渡を爲さ

す猶は後れて言渡したる判決は有効なりや將た無効なりや刑事訴訟法第二百四條參看

(四十四) 刑の言渡を爲す場合に於て其の適用せらるべき刑法總則の理由説明は之れを爲すことを要せざるや

(四十五) 本案の判決と同時に沒收に係らざる物件の還付を言渡さるも法違にあらざるや

(四十六) 甲乙丙丁等相會して賭場を開き頻に輸贏を争へり偶々警官の知る所と爲り甲乙の二人は現場に於て縛に就き丙丁等も尋て捕はれたり甲者まづ服罪し重禁錮三月罰金十五圓に處せられ仍は其の現場に於て押收したる賭博の器具財物は悉く沒收せられたり然るに其の博具は全く丙者の所有なりし後裁判官は丙者に科するに相當の刑を以てし尙ほ博具沒收の言渡を爲さんと欲すれども既に甲者の處刑せられしとき悉く沒收せられたるを以て今や一の沒收すべき物品なしと雖も尙ほ沒收の言渡を爲さるべからざるや

(四十七) 管轄違又は公訴受理すべからざる申立を爲すべき時期に付き刑事と民事との間に差異あるは如何なる理由に基くや(刑事訴訟法第八十六條民事訴訟法

第二百六條參看)

(四十八) 補佐人は公訴及び私訴の辯論に與かることを得べきや將た單に私訴の外公訴の辯論に與かることを得ざるや

(四十九) 管轄違又は公訴受理すべからざる申立を却下したる判決に對しては控訴を爲さずして直に上告を爲すことを得べきや

(五十) 證人として呼出されたる司法警察官と通常の證人との間に如何なる差異あるや

(五十一) 公判廷に於て通事の不實なる供述を爲したるときは如何に之れを處分すべきや

(五十二) 共同被告人と共犯人との區別如何

(五十三) 本案の判決と本案前の判決とを區別するの利益如何

(五十四) 裁判所構成法第八八條に「開廷中秩序の維持は裁判長に屬す」とあり然らば檢事にして開廷中訴訟進行の秩序を妨ぐるときは裁判長は之れに辯論を禁じ又は退席を命ずることを得べきや

(五十五) 辯護人は其の訴訟外に於て認知したる被告人の犯罪事實を發表せざるべ

からざるの義務ありや

(五十六) 證人召喚の爲め又は證據集取の爲め訴訟を中止又は停止することが五日若くは十日以上に及ぶも辯論を新にするの必要なきか

(五十七) 刑事訴訟法第二百三條に所謂「證憑」とは證據方法を謂ふか將た證據方法中特に證憑となるべき部分を謂ふか

(五十八) 保釋は公判に於ても之れを許すや否

○第二章 區裁判所公判

(一) 一の犯罪に對し公訴私訴並び起り判決前公訴は大赦に因りて消滅せり此の場合に於て刑事裁判所は私訴の審理を續行することを得るや

(二) 豫審免訴と公判免訴との間に差異ありや若し之れありとせば其の理由如何

(三) 明治二十四年一月人の私印を偽造し置き明治二十六年一月に至りて之れを行使し明治二十八年一月公訴起りたり此の場合に於て裁判官は如何なる言渡を爲すべきや

(四) 判決言渡に被告人缺席したる時は其の判決は缺席なるや又は對席なるや

(五) 一罪を犯し缺席の儘有罪の判決を受けたる者其の判決の確定する前再び他の犯罪を爲したり今之れを缺席の儘處分せんとす如何して可なるや

(六) 未決拘留の被告人刑事訴訟法第二百二十四條に依り無罪の言渡を受けたり然るに檢事は之れに對して令狀を發せず控訴期間被告人を拘留して釋放せざりし右檢事の處分如何

(七) 未決拘留を受けたる被告人に對し拘留の刑を言渡したるときは之れと同時に釋放の言渡を爲すべきか又此の場合に被告人上訴の意なきを以て引續き刑の執行を受け度旨を求むるときは判決の確定を待たず引續き之れが執行を爲すことを得べきや

(八) 缺席判決を爲すに付き被告人に該當すべき刑の如何に因り治罪の手續を異にするや

(九) 公廷に出席せざる被告人に對して言渡したる裁判は常に缺席裁判なりや若し缺席裁判にあらざる場合あらば其の場合と其の裁判を對審とせざるより生ずる結果とを示すべし

(十) 如何なる場合に於ては缺席裁判を爲すことを得るや

(十一) 茲に窃盗犯人あり缺席判決を受けたるより八年以後に至り逮捕せられ缺席判決ありたることを告知せられたる翌日故障の申立を爲したり

- 一 故障の申立は受理すべきものなるや否
- 二 右受理すべきものなるとき審理の未有罪とならば相當の刑を科し執行を爲すべきや否

(十二) 第一審に於て缺席判決を爲し之れが贖本を被告人の家族に送達したり被告人後之れを家族より受取りたる場合に於ては故障の期間は何時より起算するや

(十三) 公訴に附帶して私訴を起し其の訴訟の審理中公訴に付き大赦ありたるときは私訴は之れを如何に處分すべきや

(十四) 公訴の缺席判決に對し被告人より故障の申立を爲したるときは受訴裁判所は職權を以て前刑より重き刑を言渡すことを得るや

(十五) 刑事被告人缺席判決に對して故障の申立を爲し裁判所は刑事訴訟法第二百三十二條に依り其の故障を棄却するの判決を爲したり被告人は此の判決に對して上訴を爲すことを得るや否

(十六) 被告人第一審裁判所に於て缺席判決を受け檢事は之れに對して控訴を爲し

其の判決に對して更に上告を爲し上告の判決ありたる場合に於て被告は尙ほ第一審判決に對して故障を爲し得るや

(十七) 缺席判決に對し檢事控訴を爲し其の判決確定したる後被告人故障を申立て其の故障正當なるときは前の確定判決は如何なる結果を生ずるや

(十八) 刑事の缺席判決に對して故障を爲し得るとの規定は第二審及び第三審にも適用することを得るや將た第一審の缺席判決のみに限るか

(十九) 刑事訴訟法第二百十九條第三項に「若し被告人の自白ありたる場合に於て檢事民事原告人の異議なきときは他の證據を取調ぶるに及ばず」とあるは同第九十條の例外を爲すものなるや又其の之れが規定を設けたる理由如何

(二十) 故障の申立を受理したる場合に於て故障申立人缺席したるときは更に故障を申立ることを許さざる理由如何

(二十一) 裁判所に於て被告人に對し勾留料料又は罰金の刑を言渡したるとき若し被告人現に勾留を受け居る場合は刑事訴訟法第六十五條に準據し釋放の言渡を爲さざるべからざるや

(二十二) 未決勾留中の被告人に對し勾留の刑を言渡したるときは受刑者は必ず一

且出監せしめざるを得ざるか

(二十三) 缺席判決を受けたる者に對し検事の發したる逮捕狀により被告人を逮捕したるときは其の故障期間は逮捕の日を以て始まるや又は追捕の未判決執行を被告人に告知し執行に着手したるを以て始まるや

(二十四) 刑事訴訟法第二百二十七條の場合に於て告知書を送達したるに拘はらず期日に被告人出頭せず又裁判所に於ても缺席裁判を爲さざるべきは更に告知書を送達したるにあらざれば裁判を爲すこと能はざるか

(二十五) 刑事訴訟法第二百三十二條に依り裁判所に於て故障期間を経過したるものとし棄却の判決を爲したる故障にして其の期間経過せりと認めたるは全く裁判所の誤にして被告人は正當の期日内に申立を爲せるものなりしときは之れを救助する方法ありや否

(二十六) 刑事に附帶する私訴判決の故障期間は刑事訴訟法第二百二十九條に規定ありて民事訴訟法の期間と異なれば對審の時も亦本案公訴の判決と同時に確定し民事訴訟法規定の期間を與へざるや

(二十七) 公判期日に出延せざる輕罪の被告人は辯護人を用ふることを得ざるや

(二十八) 公訴の辯論終結前に民事原告人をして被害の事實を證明せしめたるときは破毀の理由と爲るや否

(二十九) 刑事訴訟法第二百二十五條に依れば犯罪の證據十分ならず又は被告事件罪と爲らざるに因り無罪の言渡を爲したるときと雖も私訴に付ては其の請求價額の多寡に拘はらず判決を爲すべき旨を規定せり此の判決とは本案の判決と云ふの意なるか將た私訴を棄却するの判決と云ふの意なるか

(三十) 罰金以下の犯罪事件及び上告の如き被告人が代理人を用ふることを得る場合に於て其の代理人の爲したる訴訟行爲は被告人の爲したる訴訟行爲と看做すことを得べきや

(三十一) 刑事の被告人にして大赦に遭ふか若くは告訴を待て受理すべき事件に付き其の告訴なきことを發見したるときは其の之れに附帶したる私訴は之れを其の裁判所の民事部に移付すべきや否若し之れを移付すべきものとせば其の裁判は判決を以てすべきか將た決定を以てすべきか又其の私訴を移付したるときは相當の印紙を貼用せしむべきや

(三十二) 公判に於て無罪の言渡と免訴の言渡とを區別するの利益如何

- (三十三) 刑事の闕席判決と民事の闕席判決とは其の之れを設くる理由に於て如何なる差別あるか
- (三十四) 故障を理由ありとし訴訟を前程度に回復したるときは前裁判は當然消滅に歸するや否
- (三十五) 故障申立人にして期日に出頭せざるときは闕席判決に對する故障の申立に付き更に闕席判決を爲すべきや將た其の申立にして理由ありとするときは本案に入りて闕席判決を爲すべきや

○第三章 地方裁判所公判

- (一) 地方裁判所被告事件を區裁判所の管轄に屬する者と認めたる時と雖も尙ほ判決を爲すを得る理由如何
- (二) 被告人重罪の缺席判決を受け未だ捕に就かざる間に刑の期滿免除を得たる時に於て被告人は缺席判決に對し故障を爲すことを得るや若し故障を爲すことを得ずとせば無罪の證明を爲し得べきものと雖も附加刑の執行を受けざる可からざるや

(三) 重罪被告事件判決の言渡に辯護人の立會はざるときは其の言渡は無効に屬すべきや

(四) 裁判所に於て被告人其の罪を自白したるときと雖も仍ほ證據を取調べざるべからざるの理由如何

(五) 公判開廷前の被告人訊問は何れの場所に於て之れを爲すべきや

(六) 甲號支部に於て豫審を経て輕罪として受理したる事件を重罪なりとするときは刑事訴訟法第二百四十一條を適用し得ざるを以て同法第二百三十六條及び第二百二十二條に従ひ處分すべきや將た裁判所構成法第十六條第二號末項に準據し處分すべきや

(七) 重罪公判に付せられたる被告人精神錯亂し醫師の診斷監外に於て治療を施すにあらざれば全癒の見込なしと申立たるときは裁判官は保釋を許し又は責付を爲すことを得るや

(八) 重罪被告人の缺席する場合と雖も尙ほ辯護人を撰定せざるべからざるや

(九) 開廷前被告人の訊問を爲さず單に裁判所に於て辯護人を撰任したるのみにて開廷したるときは違法なりや否

(十) 刑事訴訟法第二百三十七條の開廷前に於ける被告人の訊問は公開すべきものなりや將た否らざるものなりや

(十一) 刑事訴訟に於て辯護人を用ふるの必要は那れの邊に在りや

○第五編 上訴

○第一章 通則

(一) 上訴とは如何なるものを謂ふか又其上訴を許すの理由如何

(二) 控訴上告抗告の區別如何

(三) 上訴は如何なる裁判に對し又如何なる人より之れを爲すことを得べきや

(四) 檢事は上訴を取下さることを得ず其の他の者は之れを取下さることを得る理由如何

(五) 被告人公訴の缺席判決を受けたる場合に於て檢事は其の判決に對し上訴することを得るや若し上訴することを得るとせば其の上訴中被告人より故障を申立て受理せられたる時は其の處分如何

(六) 缺席判決を受けたる被告人の法律上代理人は其の判決に對し上訴を爲すこと

を得るや否若し上訴を爲すことを得る者とせば其上訴は被告人に對して對席判決となるや否

(七) 懲治の言渡に付きては上訴を爲すことを許さざるや否若し上訴を許さざるものとせば苟も監獄の一なる懲治場へ留置するものなるに如何なる理由ありて之れを許さざるや

(八) 審査處分に關する裁判に對しては概して本案の判決ありたる後に非れば之れが上訴を爲すことを許さざるは如何なる理由によれるものなるや

(九) 上訴期間の進行を停止する場合ありや若し之れあらば一旦停止したる上訴期間は如何なる手續に因りて再び進行すべきや

(十) 大審院の判決に付き缺席と對席とを區別するの利益ありや

(十一) 犯罪の用に供したる物件にして第三者の所有に屬するときは之れを沒收することを得ざるは刑法第四十四條の明定する所なり然るに若し裁判官にして事實の認定を誤り其の犯罪の用に供したる物件の第三者の所有に屬することを知らず全く之れを被告人の所有に屬するものとして沒收の言渡を爲したるときは第三者は之れに對して上訴を爲すことを得るや否

- (十二) 刑事訴訟法第二百四十九條の場合に於て其の訴訟記録は猶は上訴を受けたる裁判所の順序を経て還付すべきものなりや
- (十三) 島嶼地にして定期航海の外便船なき時其の便船を待つの日數は之れを天災其の他の事變に於ける日數と同視すべきものなりや
- (十四) 法定の期間を経過したる上訴の申立に付き特別の事情存するとき之れが當否を裁判すべきは上訴裁判所なるや將た原裁判所なるや
- (十五) 上訴は特に法律に於て許したる人及び法律に於て許したる場合にあらざれば之れを爲すことを得ずとの制限を設けたる理由如何
- (十六) 刑事訴訟法第二百四十二條の訴訟關係人なる文字中には民事原告人及び民事擔當人は包含し居らざるや否
- (十七) 刑事訴訟法第二百四十七條に於て上訴權失却の規定に對する例外を設けたる理由如何
- (十八) 上訴期間停止の場合と上訴期間回復の場合とに於ける効果如何
- (十九) 附帶上訴とは何ぞ又其の附帶上訴は何故に法定の期間經過以後上訴の判決あるまで之れを爲し得べきものとするや

- (二十一) 附帶上訴を爲すに於て法律上如何なる利益ありや
- (二十二) 主上訴と附帶上訴との差異如何
- (二十三) 上訴は何れの日より爲すことを得るや
- (二十四) 上訴の効力は裁判の執行を停止するに足るか
- (二十五) 刑事訴訟法第二百四十五條の場合に於て被告人が上訴申立書を監獄署長に差出したるに監獄署長は過失に因りて上訴期間内に之れを裁判所に送致することを爲さざりしときは被告人の上訴は成立せざるや否
- (二十六) 上訴の裁判あらんとする前に於て之れが取下を爲したるも遠隔の故を以て其の書面が裁判言渡後に至りて上訴裁判所に到達したるときは其の上訴の取下は無効なるや否
- (二十七) 上訴期間の經過を停止する場合と已に經過したる上訴期間を回復する場合との區別如何
- (二十八) 辯護人は刑事訴訟法第二百四十三條によりて上訴を爲したる後は被告人の同意を得るにあらざれば之れを取下ぐることを得ざるや

○第二章 控訴

二百十

- (一) 輕罪犯者あり審理の未達警罪の刑に處せられたる場合に於ける控訴は輕罪に對するものと爲すべきや將た違警罪に對するものと爲すべきや
- (二) 控訴期間經過後に於て檢事が附帶控訴をなしたるに主たる控訴或る原因の爲めに消滅したるときは其の附帶控訴は當然消滅すべきものなるや
- (三) 附帶控訴を爲すに付き法律上如何なる利益ありや
- (四) 主たる控訴と附帶控訴との差異如何
- (五) 第二百六十五條に被告人辯護人又は法律上代理人のみ控訴を爲したる時は前判決を變更して被告人の不利益と爲すことを許さずとあるは認定の事實をも變更すること能はざるの謂なるか
- (六) 第二審に於ては第一審の判決に於て酌量減輕を與へざるを理由として其の判決を取消すことを得るか
- (七) 控訴裁判所に於て附帶の犯罪を發見したるときは直に其の事件を裁判することを得るか
- (八) 刑事の缺席判決を受けたる者は故障の期間内と雖も故障を爲さずして直に控訴を爲すことを許す然るに民事に至りては之れを許さざるを原則とすこれ如何なる理由によりて然るものなるや(刑事訴訟法第二百五十二條民事訴訟法第三百九十八條參看)
- (九) 第二審の缺席判決に對し被告人は直ちに上告を爲すことを得るか
- (十) 第一審判決の一分に對して控訴ありたる場合に於て他の部分に關係あるときは控訴裁判所は其の部分をも取消すべきか又控訴裁判所が控訴を爲したる被告人の利益の爲めに第一審判決を取消したるときは其の利益は控訴を爲さざる共同被告人にも及ぼすべきや
- (十一) 第二審に於て檢事が先きに第一審にて輕罪と判決したるを重罪として附帶控訴を爲したるときは新なる事件なれば其の事件に付ては覆審即ち第二審にあらずして第一審なり然るに刑事訴訟法は此の如き場合には控訴裁判所にて審理することを得るが如し是れ控訴は覆審裁判たるの性質に反せざるや
- (十二) 禁錮以上の刑の言渡を受けたる被告人控訴取下の申立を爲したるときは裁判所に於て之れを許否するの權ありや又刑期は何時より起算すべきや
- (十三) 爰に數人共謀して詐欺取財を爲したるものと見認めて刑の宣告を爲したる

二百十一

第一審の判決に對し被告人は控訴を爲したり控訴裁判所は其の一人の控訴を理由ありと見認め無罪の宣告を爲したる場合に於て他の被告人の控訴は理由なしと見認むるも第二審裁判所は數人共謀にあらざるの故を以て第一審判決を取消し更に判決を爲すべきや否

(十四) 重罪事件に付き被告人控訴の申立を爲し同時に保證金を豫納せずして免除の請求を爲し其の後原籍村長の財産證明書を差出し之れと同時に豫納金を上納して前に差出したる免除願を取消す旨申立たり然るに裁判所は村長の證明書を以て未だ保證金支辨の資力なきことを證するに足らずと認めたるときは被告人の控訴は有効なりや否

(十五) 被告人第一審の裁判に服せず控訴の申立を爲したるときは保釋の申請を許する裁判所は第一審裁判所なるや將た第二審裁判所なるや

(十六) 重罪控訴の場合に於て明治二十三年法律第七號重罪控訴豫納金規則第二條により保證金免除の請求を爲し既に五日の期間を過ぎたる後他人代て豫納したるときは控訴の申立は受理せらるべきや

(十七) 原裁判所に於て被告人より原告人に對し金百圓の賠償を爲すべき旨判決言

渡ありたる場合に於て原告人は之れに満足せずして控訴し被告人よりは附帶の控訴を爲さざりしときは控訴裁判所は原判決を認可するか又は更に百圓以上の賠償を言渡すの外百圓の賠償額を減じて百圓以下と爲すことを得ざるや

(十八) 缺席判決を受けたる者が故障を爲さずして直に控訴を爲す場合に於ける期間は故障期間たる三日なりや將た控訴期間たる五日なりや

(十九) 控訴を爲すには如何なる條件の具備することを要するや

(二十) 第一審判決の一分に對して控訴ありたるときは他の控訴なき部分に付ても當然其の執行を停止するの効力を及ぼすや否

(二十一) 數罪俱發により一の重き罪に従ひて判決せられ其の重き罪に付て控訴を爲し無罪と爲りたるときは他の輕き罪は如何にすべきや

(二十二) 控訴裁判所に於ける裁判の種類如何

○第三章 上告

(一) 某控訴院に於て被告人甲者に對し裁判を言渡して曰く被告人は明治廿五年五月十三日某處に於て乙者を毆打し創傷せしめ二十日以上之の疾病休業に至らしめ

たるものなり右所爲は刑法第三百一條に該當す然るに被告は輕罪再犯に係るを以て同法第九十三條に照し一等を加へ處斷すべきものとす此に於て甲者は上告したり其の理由は右判決中に被告人甲者は再犯に係り云々とあるも果して如何なる前科あるやを示さざるを以て理由不備の裁判なりと云ふに在り該上告は破毀の原由ありや

但第二審公判始末書に依れば被告人甲者は明治十七年中賭博犯に由り懲罰五年半に處せられたることを掲げあり

(二) 上告と再審の訴との差異如何

(三) 公判判事無罪の言渡を爲すべき場合に免訴の言渡を爲したる時は被告人上告を爲すことを得るや

(四) 某外國人領事裁判權を有する條約國の在籍者たるを證明すること能はずして我國刑事裁判所の判決を受けたる後其の證據を得たりと稱して上告を爲すことを得るや

(五) 上告裁判所が被告人の爲したる上告を審理し原判決を破毀して他の同等なる裁判所に移送したる場合に於て其の裁判所は原裁判所より重き刑の言渡を爲す

ことを得るや

(六) 上告裁判所は如何なる場合に於て第二審判決を破毀し其の事件を第一審裁判所に差戻すべきや

(七) 非常上告は如何なる場合に於て如何なる人が之れを爲し得べきや併せて非常上告と通常上告との差異を明かにすべし

(八) 刑事訴訟法第二百八十條によりて爲す所の受命判事の取調は之れを豫審處分と云ふことを得るや

(九) 事實參考人の供述を證據として採用したる判決は破毀の原由と爲るべきや

(十) 公訴附帶の私訴が獨立して上告を爲すときは民刑事何れの部に於て之れを管轄すべきや

(十一) 上告を爲すには如何なる條件を具備することを要するや

(十二) 職務の執行より除斥せられたる裁判所書記裁判に參與したるときは上告の原由とすることを得るや若し之れを上告の原由とすることを得ずとせば其の理由如何

(十三) 管轄違なるも仍は上告を爲すことを得ざる場合ありや

(十四) 免訴又は無罪の言渡ありたる場合に於て民事原告人被告人及び民事擔當人は私訴に關し犯罪の場所に因る管轄違の故を以て上告を爲し得るや否

(十五) 刑事訴訟法第二百六十九條第七號に所謂裁判所に於て請求を受けたる事件に付き判決を爲さずとある文詞中には彼の全然判決を爲さざる場合も之れに包含するや

(十六) 公開を停むる言渡を爲さずして辯論を公にせざるときは何故に上告の理由と爲るや

(十七) 裁判に法律上の理由を缺きたるときと事實上の理由を缺きたるときとの間に差異ありや

(十八) 判決に付したる理由齟齬したる場合に於ては其の法律上に關するものたると事實上に關するものたるに因りて差異ありや

(十九) 刑事訴訟法第二百七十條に所謂被告人の利益の爲め設けたる規定とは如何なる規定を指稱したるに在るか又此の規定に背くも被告人が免訴又は無罪の言渡を受けたる場合に於ては之れを以て上告の理由と爲すことを得ざる理由如何

(二十) 刑事訴訟法第二百六十九條第一號乃至第十號の規定は之れを私訴に關する

上告の場合にも適用することを得るや若し適用することを得るものとせば其の第六號の所謂法律に定めたる場合に於て檢事の意見を聽かざるときとある規定を私訴に關して適用する場合如何

(二十一) 上告裁判所の檢事に於て原裁判所の檢事又は被告人等より上告を爲さるる前實際上告の原由あることを知り得たるも上告の期間内に自ら主たる上告を爲すことを得ざる理由如何

(二十二) 上告申立人に於て期間内に趣意書を差出さるときは法定の期間内上告の申立を爲さるるものと等しく原裁判所に於て決定を以て之れを棄却すべきか

(二十三) 上告裁判所には訴訟關係人の自身に出頭することを許さるか若し許さずとせば其の理由如何

(二十四) 重罪被告事件の上告に辯護士の撰任を必要とする理由如何

(二十五) 上告裁判所に於て上告に關する書類の送付を受けたるときは裁判長は其の部の判事中より一名の受命判事を定むべきものと爲したるは如何なる趣旨なるや

(二十六) 上告裁判所に於て訴訟の相手方より答辯書を差出さず又辯護士をも差出

さいるときに爲したる判決は缺席判決なるや對席判決なるや

(二十七) 上告申立書及び其の趣意書の相手方に送達あらざりし證據ありて且つ上告裁判所に於て其の相手方に不利益なる判決を爲したるときは如何して之れを救済すべきや

(二十八) 如何なる場合に於て上告棄却の決定を爲し如何なる場合に於て上告棄却の判決を爲すべきや又其の棄却に付き決定と判決との區別を設けたる理由如何
(二十九) 上告裁判所が原判決を被毀して他の裁判所に移送することなく直に判決を爲し得べき場合如何

(三十) 上告裁判所が上告を理由ありとして原判決を破毀したるとき他の同等なる裁判所に其の事件を移すべしとの規定に付き制限なきか若し制限ありとせば其場合と理由とを示すべし

(三十一) 法律に係る上告裁判所の判決は確定のものなりとは何の謂ぞ

(三十二) 非常上告の性質及び其の之れを設けたる所以如何

(三十三) 非常上告は刑の消滅したる後と雖も尙ほ之れを爲すことを得べきや

(三十四) 非常上告の場合に於ける認訴の手續は通常上告の場合と異なることなきや

(三十五) 刑事認訴法第二百六十九條第一號乃至第十號は制限的の者なりや又は例示的の者なりや

(三十六) 原判決は其の言渡當時の法律に違背せざるも爾後法律の改正に依り上告現時の法律に違背するときは尙ほ之れを上告の理由と爲すことを得るや

(三十七) 第二審の闕席判決に對して被告人が上告を爲すに付ては何れの日より其の期間を起算すべきや

(三十八) 法律は第二審判決の一分に對して上告を爲すことを許すや否若し之れを許すものとせば其の上告を爲さるる部分に付ても尙ほ執行を停止するの効力ありや

(三十九) 上告裁判所に於ける判決の種類如何

(四十) 上告裁判所より移送を受けたる裁判所は直に前第二審の證據を採用することを得るや

○第四章 抗告

□ (一) 抗告と控訴との區別如何

- (二) 抗告裁判所の裁判に對しては抗告申立人より更に抗告を爲すことを得ざるは
何故なりや
- (三) 抗告を爲すことを得べき者及び場合如何
- (四) 抗告裁判所に於て抗告の取調中共犯者の起訴を受けざる者あると又は附帶の
犯罪に付き未だ豫審を受けざる者あるとを發見したるときは如何にすべきや
- (五) 被告人が豫審終結決定の一部に對して抗告を爲したる場合に於て若し裁判所
が原決定を以て不當なりと認むるときは尙は其の全部に付て裁判を爲すことを
得るや

○第六篇 再審

- (一) 再審の訴には如何なる條件を要するや
- (二) 私訴に付き再審を求むることを得るや若し得るとせば何れの裁判所に訴を爲
すべきや
- (三) 再審と非常上告との區別如何
- (四) 刑事訴訟法第三百五條によりて爲す所の受命判事の取調は之れを豫審處分と

云ふことを得るや

- (五) 新法に因り其の刑の廢止に至りたる後と雖も尙は再審の訴を起すことを得る
や
- (六) 訴訟記録に偽造又は錯誤あることを證明すべき公正證書は原裁判所が既に取
調べたるものに係るときは單に此の公正證書あるのみの故を以て再審の訴を爲
すことを得ざるや

(七) 親屬なき受刑者が死に臨み再審の訴を爲さんことを他人に委任して死去した
るときは他人は其の死後に至りて之れを爲すことを得るや否

(八) 再審の訴は急速に判決を爲すことを要するは如何なる理由に因れるや

(九) 再審の訴あるも刑の執行を停止せざる規定の當否如何

(十) 再審の訴に付ては上告裁判所は如何に之れを判決すべきや

(十一) 死者の親屬より再審の訴を爲したる場合に於て上告裁判所が再審の原由あ
ることを認めたるるとき單に原判決を破毀するに止まり其の事件を他の裁判所に
移さる理由如何

(十二) 死刑の宣告を受けたる者の爲めに再審の訴を起したるものあるときは其の

刑の執行を停止すべきものなりや

(十三) 數罪俱發の場合に於て第一審裁判所は其の全部を有罪と爲し第二審裁判所は其の一部を無罪とし他の一部を控訴の理由なしと判決したるを檢事より上告して上告裁判所は其の理由なしとして之れを棄却したり右の場合に於て刑の言渡を爲したる裁判所は何れなりや

○第七編 大審院の特別權限に屬する訟訴手續

(一) 大審院の特別權限に屬する犯罪現行に係り且つ急速を要するものなるときは地方裁判所區裁判所檢事及び司法警察官は如何なる處分を爲すことを得べきや
(二) 大審院長の命を受けたる豫審判事は其の事件に付き何故に豫審終結の決定を爲すことを許さるや

○第八編 裁判執行復權及び特赦

○第一章 裁判執行

(一) 缺席判決を受けたる被告人に對し檢事より逮捕狀を發し逮捕の上其の逮捕狀

を以て監獄署に留置せり然るに若し被告人より故障の申立書を裁判所に呈出したるときは右逮捕狀は尙ほ被告人を拘束するの効力ありや

(二) 缺席判決に因れる附加刑は主刑と共にするに非ざれば執行することを得ざるや

(三) 甲裁判所に於て罰金科料の處斷を受けたる者其の後乙裁判所管内に居住せり依て甲裁判所檢事より乙裁判所檢事に該裁判執行の囑託を爲したるに完納せざるを以て乙裁判所檢事は甲裁判所檢事に對して之れが換刑命令を請求せり此の場合に於て甲裁判所檢事は如何に處分すべきや(刑事訴訟法第三百二十條第三百二十二條裁判所構成法第三百一一條參看)

(四) 刑事附帶の私訴判決に對し強制執行を爲さんと欲せば正本に執行文を付せざれば効力なきや否

(五) 換刑の處分を爲す場合に於て檢事の發したる逮捕狀は拘留狀と同一の效を有するや

(六) 刑事附帶の私訴を原由として申請する假差押等は民刑事何れの部に於て取扱ひ且つ其の申請には印紙の貼用を要するや

- (七) 検事は刑事訴訟法第三百二十二條に従ひ抗告を爲すことを得るや
- (八) 判決又は決定執行は何人に於て之れを爲すべきや
- (九) 判決又は決定は何時より執行すべきや
- (十) 判決確定するも直に執行すべからざるものありや
- (十一) 言渡の條件に付き疑義の申立を爲し又は執行に付き異議の申立を爲す者あるときは之れを如何に處分すべきか
- (十二) 被告人無罪又は免訴の言渡を受けたるときは検事若くは裁判所に對し其の自ら要したる裁判費用を請求することを得るや
- (十三) 刑の執行を停止する場合如何
- (十四) 刑事訴訟法第三百十七條に於て單に刑の執行は判決確定の後之れを爲すべき旨を規定したるのみにして無罪又は免訴の判決執行の事に付ては何等の規定あるなし然らば無罪又は免訴の場合に於ては其の判決の確定するを待たずして直に執行することを得るや

○第二章 復権

- (一) 復権願には如何なる書類を添付することを要するや又其の之れを添付せしむる理由如何
- (二) 復権願と特赦の申立とは其の手續に於て如何なる差異ありや

○第三章 特赦

- (一) 特赦の申立を爲すべきものを刑の言渡を爲したる裁判所の検事又は監獄署長に限りたるは如何なる理由によれるや
- (二) 特赦の申立ありたる場合に於て死刑は其の執行を停止し其の他の刑は之れを停止せざる理由如何

明治廿八年四月十六日印刷
明治廿八年四月廿日發行

定價金三拾五錢

著者 河村透
東京市麴町區飯田町二丁目九番地

發行者 服部喜太郎
東京市京橋區本材木町三丁目廿番地

發行者 清水馬三郎
東京市京橋區福町一番地

印刷者 橘磯吉
東京市京橋區弓町廿三番地

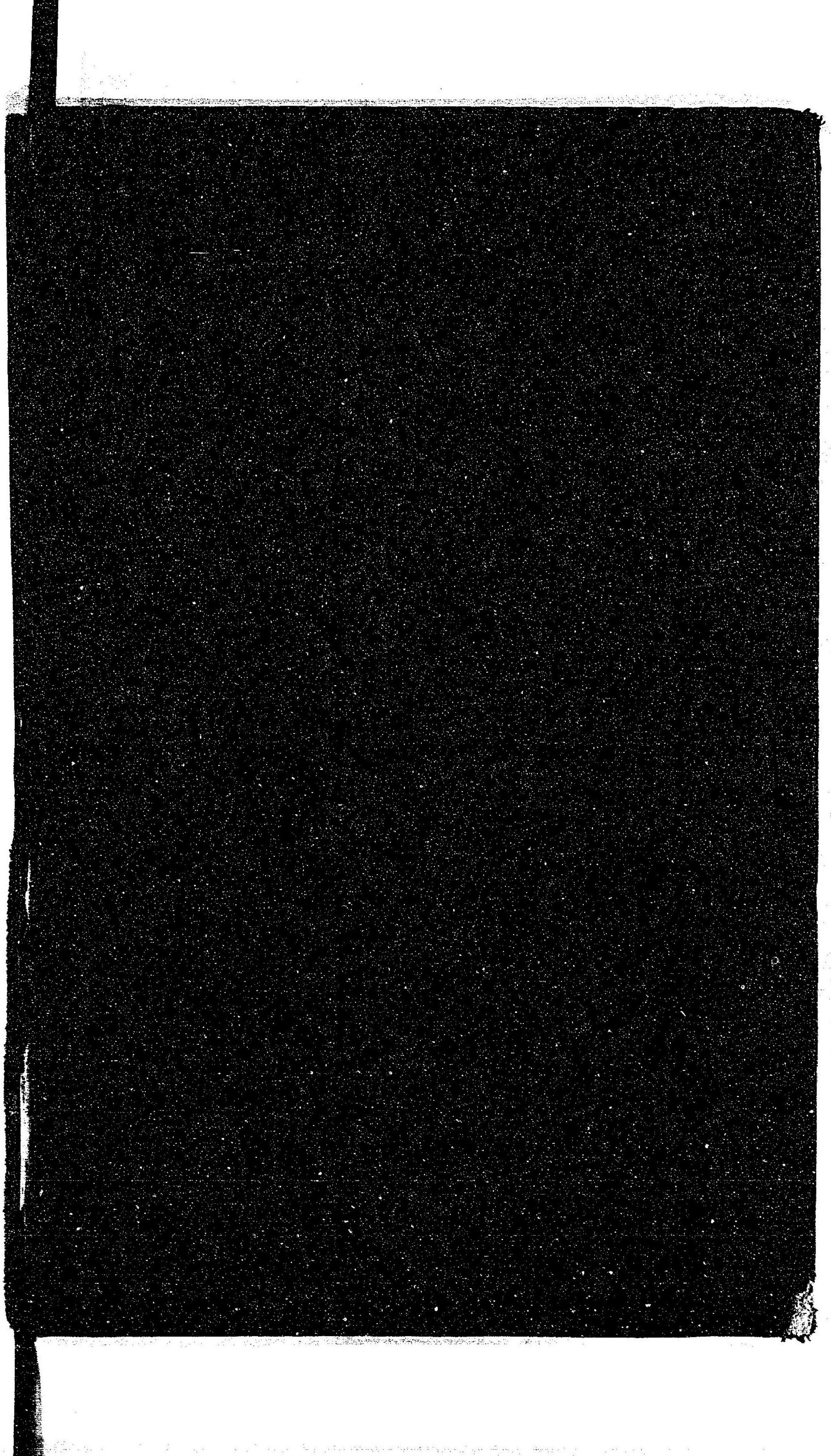
印刷所 三協合資會社
東京市京橋區弓町廿四番地



27/9/54

45

160



45
160

035574-000-2

45-160

刑事問題全集

河村 透/編

M28

BBP-0122



